

少年

第433号(1) 令和4年4月(卯月)発行



山梨県警察本部
生活安全部 少年・女性安全対策課
甲府市丸の内1-6-1
055-221-0110 内線3082
少年対策官 北原宏明

ひとつのことば

ひとつのことばでけんかして ひとつのことばで仲直り ひとつのことばで頭が下がり
ひとつのことばで心が痛む ひとつのことばで楽しく笑い ひとつのことばで泣かされる
ひとつのことばはそれぞれに ひとつのころをもっている きれいなことばはきれいな心
やさしいことばはやさしい心 ひとつのことばを大切に ひとつのことばを美しく



上記の詩は北原白秋の「ひとつのことば」である。人間は他の動物とは異なり、ことばを通じて他者とコミュニケーションをとることができる。ことばは使い方ひとつで友と仲良くなることもできれば、逆に傷つけてしまうことにもなる。また、一度発言してしまったことばは鉛筆で書いたものを消しゴムで消すように消し去ることはできない。4月。新たな友と出会い、新たな生活がはじまりました。ひとつのことばはそれぞれに、ひとつのころをもっています。友に対してやさしく、美しいことばを使い、愛を与え、与えられる生活を送っていきましょう。

当たり前のありがたさ

令和4年3月16日23時36分に福島県沖を震度6強を記録した地震が発生し、宮城県では最大震度7.5、山梨県内でも震度3.4の地震が記録された。広い範囲で停電が起きたこと、携帯電話が使用できなくなったこと、当り前に電気が使えないこと、世界情勢に目を向けるとロシアがウクライナへの軍事侵攻を行い、連日多くの犠牲者が出ている。他の地域においても地域紛争やテロ行為が絶たない状況である。かつて日本でも戦争が行われ、多くの犠牲者を出した。77年が過ぎ、現在の日本では戦争のない平和な生活が当たり前となっている。そのため、戦争の記憶は薄れ、または失われている。改めて戦争について考え、当り前に平和な生活を送っていることに感謝したい。

また、新型コロナウイルスの感染拡大は世界を一変させた。日本においてもこの2年間、今まで当たり前に行われていた学芸会や修学旅行、宿泊学習といった行事は中止や縮小され、分散登校や分割授業が行われた。

人は大切なものを失ってはじめてそのものの大切さを知ることになる。コロナ禍による学校生活の変化が、改めて大げな友とのかかわりな学校生活を送ることができなくなった。素晴らしを強く感じる。これからは、当り前に生活を送ることに感謝して生活していこう。

大人と子どもの境界は？

何歳になったら大人になるのだろうか？と考えることはないだろうか？
法律上、平成27年に「公職選挙法等の一部

を改正する法律」が成立し、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられた。また、平成30年に「民法の一部を改正する法律」が成立し、本年度の4月1日より民法の定める成年年齢が18歳に引き下げられた。これにより、18歳の方が親の同意なしに、様々な契約をすることができるようになった。例えば携帯電話の購入、クレジットカードの作成などといったことができるようになった（法務省HPより）。

また、喫煙、飲酒等については引き続き満20歳未満の方は法律で禁じられているので注意が必要である。このことから、大人と子どもの境界を考えると18歳か20歳であるといえる。

また、広辞苑には、大人とは①十分に成長した人。一人前になった人。②考え、態度が老成（年をとり経験を積んで、熟達していること）しているさま。分別のあるさま。（以下省略）と記されている。また、子どもとは①自分の生活に責任を持っていないこと。②幼いもの。まだ幼く世慣れしていないことにもいう。（以下省略）と記されている。

このことを踏まえて大人と子どもの境界を考えると、ただ単に一定の年齢に達したからというだけでは、大人になったとは言えないのだろうか？

加藤諦三氏（社会学者・評論家）は「人に対して自分の意見や気持ちを伝えられるようになるのが大人です」と、マヤ・アンジェロウ氏は（アメリカ合衆国の活動家・詩人・歌手のウ・女優）「大人になるとは、親のせいで自分を止めることとそれ親の表現している自分の良心に基づいて判断し、その意見を他者に対してしっかりと伝えられること、そして自分見に対して責任を持てるようになることが大人と子どもの境界と言えないのではないかと考えている。これはあくまでもいくつかの視点による大人と子どもの境界である。どうなれば大人になったと言えるのか、一度自分なりに考えてみてほしい。またどんな大人になりたいのか併せて考えてみてほしい。

子供の安全・安心を守るために

いよいよ新年度、子供が安心して新生活をスタートできるよう、家庭・学校・地域で力を合わせ、生活環境を整えていきましょう。

① 通学路の点検を！

休日等を利用し、危険箇所や子供110番の家などを親子で確認しましょう。

③ 良好な人間関係を！

嫌がらせ、悪口を言わない、メール・SNS等に絶対書かない。部活動・学校行事等に積極的に取り組ませ、学級、学年、地域の中で良好な人間関係が築けるようサポートしましょう。

⑤ 交通ルールを守る！

- 歩行中・自転車乗車中の交通事故防止（自転車は、安全利用五則の周知徹底）
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 二輪車の交通事故防止



② サイバー犯罪に注意！

携帯・スマートフォン等におけるフィルタリングの設定をはじめ、家庭でしっかりとルールを決めましょう。

④ 危機管理の徹底を！

学校では、不審者及び地震・災害等の危機管理体制づくりと関係機関との連携体制の確立を。家庭・地域では、避難場所の確認や家族の集合場所の確認を。感染症予防のため、手洗いなどに努め、三密を避けましょう。

15名のスクールサポーター！



警察と学校のパイプ役である山梨県警察スクールサポーターは、平成19年から活動しています。令和4年4月現在、11警察署の他に、少年・女性安全対策課に4名配属されており、合計15名です。

主に、①少年の非行防止及び立ち直り支援活動 ②学校等における子供の安全確保 ③非行・犯罪被害防止教育の支援 ④地域安全情報等の把握及び提供等の活動を行います。

具体的には、学校訪問による生徒指導支援、不審者侵入対応訓練、児童・生徒及び教職員対象の防犯講話、教職員等との街頭補導活動、校舎内外の不審者・不審物発見活動等を行っています。

学校現場からは「悩みを相談できる」、関係機関からは「情報提供が地域の見守り活動のきっかけになった」等の声が寄せられています。今後も学校、地域、警察との連携強化を図りながら、子供が安心して生活できる環境づくりを目指して活動していきますので、御協力をお願いいたします。

全国地域安全運動等に使用する
「ポスター」「標語」
「青パト活動状況の写真」

募集

を募集しています！締切：6月3日(金)
詳しくは山梨県防犯協会のホームページをご覧ください。
<http://bouhanyamanashi.sakura.ne.jp/>
甲府市丸の内二丁目14番13号
公益財団法人 山梨県防犯協会
電話 055-235-0110

ヤングテレホンコーナー

非行、交友、学校問題等、少年の悩みや困りごとについて、少年補導職員や警察官が必要な助言・指導を行っています。少年自身はもちろん、保護者の方からの相談も受け付けています。 ☎ 055-235-4444

0120-31-7867



受付時間 月～金曜日 午前8:30～午後5:00
(但し、祝日と年末年始を除く)